

横浜清風高等学校における情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドライン

2026年3月1日より下記のように運用する

目的

本ガイドラインは、情報機器の利用や写真等の撮影について、特に守るべき基本的なルールや留意点を定め、本校教職員等及び本校の指導に携わる指導者の意識の徹底を図ることで、本校生徒が安全安心に学校生活を過ごし、信頼される学校教育を推進することを目的とする。

1 本ガイドラインの対象者の範囲

学校に関わる全ての関係者 ※ 本校教職員、外部指導員、ボランティア、理事、評議員、委託業者 等

2 本ガイドラインにおける「情報機器等」の範囲

- (1) 携帯端末機とは、サーバやクラウド、他の端末機等からデータを取得して、持ち運び利用ができる機器（スマートフォン等の携帯電話、iPad などのタブレット端末、モバイル PC 等を含む）
- (2) 記録媒体とは、SSD、HDD、磁気テープ、USB メモリ、SD カード等、情報を電子的に記録することができる媒体(デジタルカメラやビデオカメラ等を含む。)をいう。ただし、電子計算機に内蔵された SSD や HDD は除く。
- (3) クラウドとは、one drive、Google ドライブ等インターネットを經由して情報を電子的に記録できるシステム。

3 ガイドライン

- (1) 業務上の撮影は、公用の情報機器（iPad ビデオカメラ）等を利用することとし、私用の情報機器等は使用しない。ただし、やむを得ない場合は、校長の許可を得て私用の情報機器を利用することができる。
※やむを得ない場合の例 生徒指導に関わる緊急連絡、校外学習、学校行事、部活動にかかわる連絡や記録、医療的配慮が必要な場合等
- (2) 撮影は、教育活動に必要な場合に限っておこなう。
- (3) 撮影に当たっては、撮影対象者へ確認をおこなうなど、不安を与えないよう配慮する。
- (4) 撮影行為および撮影した写真・動画データ等については、利用目的・方法等について必要に応じて説明できるようにする。

- (5) 撮影した写真・動画データ等は、公用の情報機器（iPad ビデオカメラ等）内、学校が管理する共有サーバー内に保存し、公用の情報機器（iPad ビデオカメラ等）内の写真・動画データ等は速やかに削除すること。ただし、必要な場合は校長の許可を得て学校が管理するクラウド内、公用の情報機器（iPad ビデオカメラ等）内に写真・動画データ等を保存することができる。
- (6) 公用の情報機器等内の写真・動画データ等、クラウド内のデータは、対象生徒が卒業、転学、退学した際には速やかに削除すること。
- (7) 校長および管理者は定期的に共有サーバー内の写真・動画等のデータをチェックする体制を整え、必要のないデータの有無を確認する。
- (8) 教職員等は、共有サーバー内において、不適切な写真・動画等を発見した場合は、速やかに校長および管理者に報告すること。

4 その他

- (1) 授業等で使用するコンテンツ（画像、動画等）は、内容や表現等が教育活動にふさわしいものでなければならない。
- (2) 校長及び管理者は、上記(1)のコンテンツを必要に応じて適切な対応や指導をおこなう。
- (3) 校長および管理者は、本ガイドラインを通じ、生徒の権利を守り、安全安心な教育活動が行えるよう、日ごろから指導をおこなう。
- (4) 本ガイドラインが遵守されない状況が発覚した際は、適切で厳正な対応をおこなう。